生活道路整備要望の流れ

「道路整備要望の事前協議書」提出

・各行政区長または自治会長より提出。
・添付書類：位置図、公図、状況写真
　＊公図は、**５番窓口　市民総合窓口室**で申請してください。（有料）

↓

受　付（道路河川課）

・内容確認

↓

現地調査（道路河川課）

・内部協議（排水流末等確認）

↓

整備可否の判断 → ＮＯ　意見書交付

・「道路整備要望の事前協議書」再提出 ⇢ 受　付（道路河川課）

↓

ＹＥＳ　意見書交付（「要望書を提出してください」の旨記載）
（改良・簡易舗装・修繕のいずれかの要望書を提出）

↓

「道路整備要望書（改良・簡易舗装・修繕）」提出

・各行政区長または自治会長より提出。
・関係地権者全員の同意必須。

↓

受　付（道路河川課）

・内容確認

↓

内部協議

・内容精査（関係地権者全員の同意）
・実施の協議

↓

回　答

・回答書を各行政区長または自治会長へ送付